

高知県農業技術センター果樹試験場における公的研究費の管理・監査に関する基本方針

平成20年 5月15日

改正 令和2年11月26日

改正 令和3年 8月12日

高知県農業技術センター果樹試験場

1 趣旨

この方針は、平成19年2月15日制定（令和3年4月1日改正）18文科科第829号「研究機関における公的研究費の管理・監督のガイドライン（実施基準）について（通知）」の趣旨を踏まえ、高知県農業技術センター果樹試験場における公的研究費の不正使用を防止し、適正かつ効率的な研究費の管理・監査を行うための指針とする。

2 公的研究費の範囲

対象となる公的研究費は、文部科学省をはじめとする、国の関係府省又は関係府省が所管する独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の資金とする。

3 管理・監査体制等

- 1) 競争的資金等の運営・管理を適正に行うため、運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、機関内外に公表する。
- 2) 研究費の不正な使用を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制を構築する。
- 3) 具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組みを喚起し、不正の発生を防止する。
- 4) 他者からの実効性のあるチェックができるシステムを作って管理を行う。
- 5) 研究費の使用ルールに関する理解を機関内の関係者に周知させるとともに、機関の内外からの情報が適切に伝達される体制を構築する。
- 6) 機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備する。